

「星野君の二塁打」から日本の文化的・社会的課題へ：
読者のコメントの分析とベープ・ルースの逸話“George Gets a Big Hit”との比較を通して

天ヶ瀬正博（奈良女子大学）

1. ネット上の記事から得られた「星野君の二塁打」に対する一般の人々からのコメント

功刀俊雄・柳澤有吾編著『「星野君の二塁打」を読み解く』が2021年3月に出版され、同年7月5日に朝日新聞全国版朝刊の教育欄で紹介された。そして、翌6日にデジタル版がYahoo!ニュースで取り上げられた。本書は多様な論点を含んでいるが、朝日新聞の記事はそれらのうち、吉田甲子太郎による青少年向け文学作品「星野君の二塁打」(1947年発表)を、道徳科の教材にすることにおける問題点や批判を中心にまとめられていた。Yahoo!ニュースのこのサイトには、3日間で閲覧者からのコメントが86件(コメントへの「返信」を含む)寄せられた。それ以後のコメントも返信も増加しなかった。

86件のコメントのうち、「星野君の二塁打」の作品もしくは教材化に直接関係しない3件(例えば、「『「星野君の二塁打」を読み解く』の) 作者はパヨクなのか」など)以外の83件を分類した。コメントは、大別して、本作品の道徳教材化に対する意見18件(「教材論」)、野球のチーム作りや試合方法の観点からの本作品に対する意見24件(「野球論」)、道徳もしくは教育の観点からの本作品に対する意見41件(「道徳論・教育論」)に3分類された。ただし、教材論には道徳科自体への批判(1件)も含んでいる。野球論には、教材化に言及せずに「同作品は野球の話であって道徳の話ではない」とするような意見(1件)も含めている。記事では、文学としての本作品の鑑賞の可能性が、教材化によって狭められていることについても紹介されていたが、これに関連するコメントは見られなかった。さらに、教材論は教材化に対する「擁護的」コメント(授業の進め方次第だとして、教材化の是非を保留する意見も含む)と「批判的」コメントに分類した。野球論と道徳論・教育論について、それぞれの観点から同作品に対する「擁護的」コメントと「批判的」コメントに分類した。分類結果を図1に、各分類におけるコメント内容を表1に、それぞれ示す。

分類の結果から分かる通り、約過半数のコメントが「星野君の二塁打」について道徳論または教育論から論じていた。これは、記事が本作品の教材化における問題点を紹介していたにもかかわらずであった。野球論における意見を述べているコメントは、道徳教材化への批判ではなく、本作品の道徳教材化における問題を指摘していることへの批判や、本作品を純粹に野球の物語として考える意見であった(表1参考)。それに対して、教材論に分類した意見のほうは、道徳論あるいは教育論と関連している。コメントを寄せた人々の多くが、学齢期に道徳教材として本作品に出合っていたことが推測される。そのため、本作品について、道徳論あるいは教育論においてコメントする割合が高くなったことも考えられる。それゆえ、図1に示す結果から直ちに、本作品そのまま道徳や倫理を説く説話として読まれるケースが半数に上るとは言えない。しかし、道徳論・教育論にかかわらず、どの論点にせよ、

図1 道德教材「星野君の二塁打」の記事に対するコメントの分類と内訳（全 83 件）

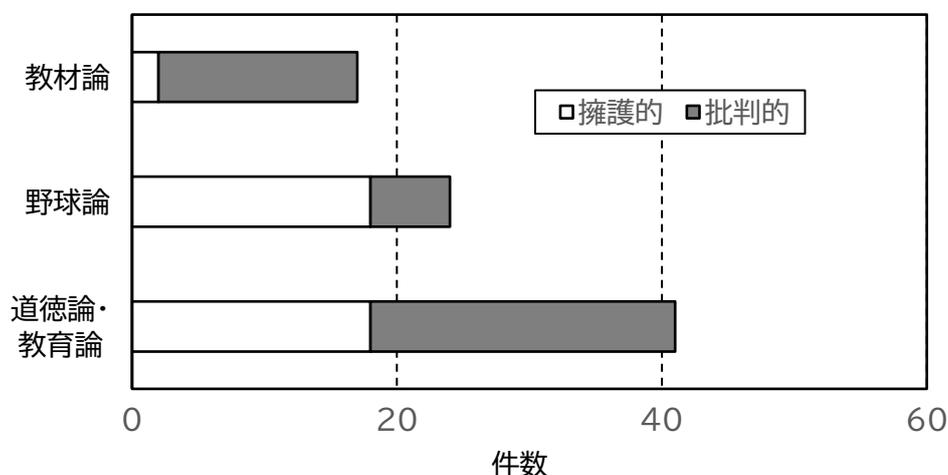


表1 「星野君の二塁打」の作品または道德教材化に対するコメントの例

教材論	擁護的	規則を守らせるための教材としてよい、監督と星野君のそれぞれを支持する意見を出させるとよい、道德の授業は一定の結論を導くのではなく考えさせるためだからこれでよい、など
	批判的	道德は野球で示すことではない、野球を一般生活に当てはめるのはおかしい、似非科学を持ち出し子どもに嘘を刷り込む、野球への理解が深くないと短絡的な答えしか出て来ない、道德は教えることではない、など
野球論	擁護的	ゲームの流れをつくる監督に従うべき、危険行為ではなく適正行為を指示したので問題ない、監督に従うのが当然、監督には任命権・命令権がある、独りよがりの判断は認められない、併殺打の恐れがあったので処罰は当然、野球試合なので監督の対応に問題はない、など
	批判的	監督が打者の打率を考慮していない、バッター（現場）の判断も尊重すべき、サッカーでは選手の判断も尊重される、チームの勝利に貢献しようとしたのであって一概に罰することはできない、選手個人の可能性をつぶしている、バントを多用する日本の少年野球の問題、など
道德論・教育論	擁護的	協調性を教えているだけ、個人の勝手を許してはいけない、規律は社会を維持するために必要、属している組織の管理者の指示に従うのは当然、組織全体の損失になる恐れのある逸脱行為への処罰は当然、献身や自己犠牲は米国でも尊ばれる、結果主義ではいけない、など
	批判的	服従または同調を強いている、自主性を剥奪する、強制はよくない、判断力や創造性が育たない、規則や法への批判的思考が育たない、懲罰は適切ではない、自己犠牲を強いるのはよくない、勝利至上主義はよくない、など

本作品に対する擁護的な意見と批判的な意見があることは確かである。

2. 野球論における作品の検討

野球論において「星野君の二塁打」の物語が擁護される場合、競技の特殊性が理由として挙げられている。コメントでは「(監督に指示に従うのも、指示に反した場合チームから外されるのも) 野球だから当然」というような意見である。「野球だから」とは、野球の特殊性を言っていると考えられる。野球ではチーム全体が交代で攻める側と守る側につき、攻めにおいては1人ずつ打席に立ち、守りにおいては各選手のポジションが固定されている。これによって選手個人のパフォーマンス(課題遂行)は強い制約を受けている。すなわち、サッカーやバスケットボールに比べて、野球では局所的・即時的な状況よりも大きな局面の概況が、選手個人のパフォーマンスを制約する比重が大きいと言える。

それゆえ、野球では、攻守のどちらにおいても、各選手の即座の判断よりも、ゲーム全体を見て大局的な判断をすることが優先される。また、それゆえ、野球において、ゲームの局面と各選手の可能性の斟酌は、競技キャリアを十分に積んでゲームを組み立てることのできる監督が行い、各選手は監督の指示・命令に従うことが求められる。表1に挙げられている野球論における本作品への意見のほとんどは、この論理によって説明できるだろう。例えば、監督が打者の打率を考慮していないという本作品への批判的意見(実のところ、原作では、星野君は三番バッターで本来強打者だが、当日の打撃はふるっていなかった)であっても、やはり監督がゲームの局面と各選手の可能性の斟酌を行うということに基づいている。必ずしも、選手個人の即座の判断を尊重しているわけではない。この分析と図1に示す結果からは、野球論としてはこの論理に基づく意見が多いと考えられる。

ただし、この論理から考えると問題が生じる。まず、この論理は、選手個人がゲームの局面と自身の可能性について適切に斟酌できないという前提に立っている。次に、この論理から、そのような斟酌は監督に一任して、監督の指示に従うのが適切であるということが導かれる。しかし、そうだとすれば、監督になるためのキャリア形成が問題となる。長く野球選手をしていたとしても、ゲームの局面と自身についての斟酌を自分で行ってきていなければ、どのようにして監督になれるのだろうか。

原作では、野球部の規則は監督と部員全員で決め、試合の作戦も監督と選手で相談することになっている。だが、同点で迎えた最終回裏、ノーアウトで1塁ランナーが出た場面で、作戦会議もなく星野君は打席に立っている。打てそうな気になっているときに、監督とキャプテンの二人からベンチに呼び戻される。そして、まず確実に1点とるための「正攻法」として、送りバントをしてランナーを2塁に進めることを、監督から指示される。星野君は打てる気がするとして打つことを申し出るが、「気がする」というだけではだめだと却下される。星野君は、同点で迎えた最終回裏ノーアウト、ランナー1塁という状況をチャンスととらえていたのだが、それについて発言する暇を与えられなかった。

翌日のミーティングでは、監督はこの経緯を星野君が「不服らしかった」だけ言ってほと

んど考慮することなく、「自分勝手のわがまま」であるかのように言う。また、実際に2塁打を放ってサヨナラ勝ちしたとして、星野君を擁護する意見に対しても「結果論」として、それよりも「統制をやぶった事実」を重視するのである。さらに、ノーアウト1塁でヒッティングに出たことを、ダブル・プレーとなる恐れがあった「危険きわまるプレー」だと、監督は熱を帯びた口調で頬を紅潮させて断じている。では、バントにはダブル・プレーの恐れはないのだろうか。その恐れは、ヒッティングとバントのどちらによりあるのだろうか。最終回まで来て疲れているピッチャーの投球、しかも、見慣れてきた投球を打てそうと感じることは、考慮に値しないのだろうか（守備側の相手チームにクローザーの起用は描かれていない）。こうした「作戦」の検証は、「星野君の二塁打」において監督と部員たちが事前に約束した通りには、なされていない。

例えば、野球試合を長年観戦し様々なゲーム展開の知識を得てゲームの局面が読めるようになり、かつ、対戦成績や打率などのデータが豊富にあれば、野球の監督を務めることは可能かもしれない。この可能性は、いわゆる「ID野球」（IDはimport dataの略）の実績によって示されているかもしれない。たとえそうであっても、選手についてのデータの意味を読み込むには、やはり、選手として、ゲームの局面と自身の可能性について、斟酌してパフォーマンスしてきた経験が必要である。現在の人工知能に野球試合の様々な局面とそれに対するベテラン監督の様々な判断を学習させ、その監督のデジタル・コピー（いわば「AI監督」）を作ることは可能である。だが、その元となる監督には、やはり、選手としてゲームの局面と自身の可能性について斟酌してパフォーマンスしてきた経験が必要である。

それゆえ、上記の論理では、ゲーム・メーカーとなる監督者へのキャリア形成は難しく、監督を必要とする野球自体が成り立たない。結局のところ、選手は監督の指示に従うにしても、ゲームの局面と自他を含む個々の選手の可能性について考えなければならないと言える。他方で、選手は、野球であっても、ゲーム・チェンジするような即興的で創造的なパフォーマンスを試みる必要もあるだろう。この点に関して、スポーツ選手の伝記作家 Guernsey Van Riper, Jr.による、子ども向けベース・ルース物語（*Babe Ruth Baseball Boy*）のなかにある創作逸話“George gets a big hit”（以下、あらすじ）が明確にしている（1）。

[あらすじ] ジョージ（ベース・ルース）少年は、少年野球のチャンピオンシップへの出場がかかる試合の開始に遅れ、自分のチームが第一試合を5対0で負けたところで参加した。キャッチャーが突き指をしてしまったのだった。ジョージは、次の第二試合で、やったことのないキャッチャーを引き受けることになった。双方出塁のないまま3回の裏になり、最初のバッターが四球で1塁に出た直後、ジョージの打順となった。ジョージは仲間からそのポテンシャルを既に期待されており、自身も相手チームに目に物見せてやると、打つ気満々で打席に向かった。

しかし、地区少年野球の先輩指導員（Brother）のハーマンが飛んできて、1塁ランナーをスコアリング・ポジションの2塁に送るために、バントするようジョージに指示した。ジ

ジョージは思いっきり打ちたかったので、バント指示に納得できず、また、バントもしたことがなかった。それでも、1塁側にゆっくり転がるバントを試みたが、ボールの下側を弾いてしまってキャッチャー・フライになってしまった。

憤懣やるかたなくベンチに戻り座り込むジョージに、別の先輩指導員のマシアスが横に座って言葉をかけた。

Brother Matthias smiled and patted George on the back. "Too bad, George," he said. "I guess you wanted to hit a long ball, eh?"
George nodded.
"Well, just remember, baseball is a team game," said Brother Matthias. "A good batter must know how to bunt when it's necessary."

指導員のマシアスは、笑みを浮かべて、ジョージの背中を軽く叩いて言った。「惜しかったね、ジョージ。長打したかったんだろう。どうかな？」
ジョージはうなずいた。
「そうだよね。じゃあ覚えておいてほしい。野球の試合はチームですることなんだ。」先輩指導員のマシアスは言った。「だから、よいバッターは、必要なときにバントをしっかり、転がせるようにできなくちゃいけないんだよ。」

先輩指導員のマシアスがジョージにこのように話していると、ジョージの次のバッターがヒットを放った。そして、ジョージはそれを見て、バントが成功してランナーを2塁に送ってれば、得点できていたことに大いに納得する。マシアスはその様子を見て、ジョージには素晴らしい野球選手になる素質があるとほめた。そして、バントの失敗はボールから目を離したため、バッティングの「第一ルール」(the first rule)はボールから目を離さないことだと教える。

双方得点のないまま、最終回裏2アウト。相手チームのエラーで2塁ランナーが出た後で、ジョージの打順となった。先輩指導員のハーマンは、今度(this time)はかっ飛ばせと励ました。ジョージは、マシアスの教えのとおり、ホールをよく見ることを自分に言い聞かせて、長打を放った。それがサヨナラ・ランニングホームランとなって、第2試合は2対0でジョージのチームが勝った。

(原典：Van Riper, G. Jr. (1959). Babe Ruth Baseball Boy. Bobbs-Merrill Co.)

この物語では、野球がチーム・ゲームであることを明確にし、必要なときにバントができるのが良いバッターだと説明している。そして、バントが必要なときと、思いっきりヒットしてよときの双方を、場面設定で明示している。すなわち、0対0の試合前半3回裏、ノーアウトにおいて、四球でランナーが1塁に出たときに送りバントが求められている。それ

だけでなく、0対0のままの最終回裏、2アウトになり、エラーで2塁にランナーが進んだ局面では、「今度」(this time)と限定のうえで(ボールをよく見切って)思いっきりかっ飛ばすことが奨励されているのである。この物語には、スポーツ選手の伝記作家の Guernsey Van Riper, Jr.が、何人もの名選手についての取材経験から得た考えが反映されていると言えるだろう。もちろん、アメリカ合衆国の少年野球における指導方法も、反映しているだろう。彼自身も、デポー大学の学生であったとき、大学フットボールのクォーターバックを務め、また、大学野球の1塁手を務めた(2)。「星野君の二塁打」の原作よりも低い年齢を読者として想定していることが推測されるが、野球について学ぶことのできる物語である。

3. 道徳論・教育論における検討

「星野君の二塁打」の原作において監督を務める今井先生は、星野君が「統制をやぶったという事実」を指摘する。そして、学生野球を「からだをつくと同時に精神をきたえるため」すなわち「団体競技として共同の精神を養成するため」と、選手たちに論じている。さらに、「自分勝手なわがままは許されない」「ギセイの精神のわからない人間は、社会に出たって、社会を益することはできない」と言い、また、「実際問題」としてもダブル・プレーの恐れのある「危険極まるプレー」として、「制裁」を加えなければならないと断罪する。原作では、この前に、今井先生は選手たちに委任されて監督になったことを、改めて確認している。さらに、監督就任時において、野球部の規則は監督と選手みんなで決めること、決めたことは守ること、そして、試合においてもチームの作戦として決めたことには「服従」すること、これらに対して選手全員が同意したことを確認している。物語を試合時にさかのぼれば、星野君へのバントの指示も、監督とキャプテンで行っていることが描かれている。

「星野君の二塁打」の原作において示されているこれらのような論点が、道徳教材化につながったと考えられる。そして、上記のような本作品の内容と、道徳教材として本作品に出合った経験が、道徳論または教育論における意見のコメントがネット記事への反響として多かった原因の一つと考えられる。本作品の発表において、作者の吉田甲子太郎に青少年への民主主義教育の意図があったかはわからないとしても、先述の“George gets a big hit”の内容と比較すると、想定された読者の年齢の違いを勘案してもなお、本作品が「野球小説」というだけではないのは明らかである。

「星野君の二塁打」において、監督である今井先生が試合翌日のミーティングで語ることはすべて、野球の試合が団体競技であることに集約される。そして、団体競技が「共同の精神」を養成するという目的を有しているという認識から導かれる。しかも、監督は選手たちによる委任に基づいており、野球部の規約も監督と選手全員で決め、試合における作戦も監督と選手で決めている。それゆえに、規約と作戦への服従が求められるというのである。翻って、団体競技が「共同の精神」を養成するという目的を有するという認識から、「自分勝手なわがままは許されない」「ギセイの精神のわからない人間は、社会に出たって、社会を益することはできない」という発言が展開されている。したがって、「星野君の二塁打」を

道徳論・教育論から考えるためには、団体競技が「共同の精神」を養成するという目的を有するという認識、もしくは、「共同の精神」についての認識を問うことが必要である。

前節に示されている通り、ベーブ・ルースの逸話によって野球について物語る“George gets a big hit”も、団体競技である野球の選手（バッター）の資質と遵守すべき「ルール」を示している。その「ルール」は「必要なときにバントする」（原作では、“A good batter must know how to bunt when it’s necessary.”と、“good”すなわち「良い」と言えるための“must”すなわち「義務」として語られている）、そして、「バッティングではボールから目を離してはならない」（「バッティングの第一ルール」）である。それらは技能上の「ルール」に過ぎず、「星野君の二塁打」が「団体競技として共同の精神を養成するため」の「ルール」を示しているのとは、異なっていると反論されるかもしれない。しかし、“George gets a big hit”においても、「必要なときにバントする」という「ルール」は、野球の試合が“team game”であることから導かれている。そして、「バッティングではボールから目を離してはならない」という「ルール」は、バントを成功させるためであり、かつ、より普遍化されたバッティングの「第一ルール」である。

「星野君の二塁打」と“George gets a big hit”において、「団体競技」（team game）についての認識あるいは団体競技で養われるとされる「共同の精神」についての認識が異なっていると考えられる。「チーム」（team）は、『オックスフォード英英辞典』によれば、名詞としては「競技ゲームまたは競技スポーツにおいて、相対する一方の選手集団」（a group of players forming one side in a competitive game or sport）あるいは「いっしょに作業する2人以上の人々」（two or more people working together）と定義されている。さらに、自動詞としての“team”は“up”を伴って、「共通の目標を達成するために、いっしょにチームになること」（come together as a team to achieve a common goal）を意味するという。吉田甲子太郎が用いた「共同の精神」は、英語に“a spirit of cooperation”という言葉がもともとあり、その訳とも考えられる（3）。“cooperation”とは、“the action or process of working together to the same end”（『オックスフォード英英辞典』）であり、“team”の定義と“team up”の意味と一致する。以上から、“team game”を“cooperation”と考えてよいだろう。

“George gets a big hit”では、“team game”の意味が“A good batter must know how to bunt when it’s necessary.”という説明によって示されている。チームにおいて選手相互が作り出すチャンス（臨機）に、必要とされる役割がわかっているのが良い選手ということである。すなわち、“team game”は協働作業（cooperation）であり、野球の攻撃においては、戦略的に定められた打順があるが、試合展開によって持ち回りとなる役割を個々の選手が判断して、協働作業に参加するということだと考えられる。監督の指示がバッターに対してあったとしても、バッターは指示されたプレーの必要性をわかって協働することが前提である。“George gets a big hit”には“cooperation”という説明はないが、“team game”の意味をその説明からこのように読み込むことは可能である。

他方、「星野君の二塁打」での「団体競技」あるいは「共同の精神」は、翌日のミーティ

ングにおいて監督が前置きとして選手たちに確認したことから考えられる。すなわち、みんなまで委任した監督による指示、あるいは、みんなで（前もって）決めた作戦に服従することである。監督は星野君を「統制をやぶった」として「共同の精神」を持ち出しているので、「共同」は統制に従うこととも考えられるだろう。しかし、このように考えられる「共同」は“cooperation”ではない。

作者の吉田甲子太郎が独自に「共同」に意味づけしているとは考えられない。表1に示された道徳論・教育論における意見の事例を見ると、人々がこの物語から「協調性」「服従」「同調」「強制」という問題を読み込んでいることがわかる。星野君は「自分勝手にわがまま」とする意見がある一方で、他方において監督は「自主性を剥奪する」という意見がある。コメントには「共同」という言葉はなかったが、物語のストーリーから「協調性」「服従」「同調」「強制」という問題を一般の読者は引き出されている。上述したとおり、吉田は「共同」とは、自分勝手にせず、みんなで決めたことに従うこと、あるいは、統制に服従することとしている。それには「協調性」「服従」「同調」「強制」「自分勝手」「自主性」などが、問題になるのである。

「星野君の二塁打」の道徳教材化に対するコメントは少なかったが、批判的な意見が多かった。それに対して、最も多かった道徳論・教育論におけるコメントでは、「擁護的」と「批判的」にそれぞれ分類される意見をコメントした人数はほぼ同数である（図1参照）。「協調性」「服従」「同調」「強制」「自分勝手」「自主性」という問題にかかわって、意見の違いが大きいと言える。その原因にはまず、それらの概念の混乱、あるいは、それらに関わる道徳観や教育観の混乱が考えられる。「道徳的」であるためには協調性が必要とされる一方で、他方において同調や服従や強制であれば「道徳的」あるいは「教育的」ではない。「自分勝手」であれば「道徳的」ではない一方で、他方において「自主的」でなければ「道徳的」ではない。あるいは、「自主性」を損なうようであれば、「道徳的」または「教育的」でない。「協調性」「服従」「同調」「強制」「自分勝手」「自主性」という概念は、日本における道徳観や教育観の根幹にかかわっているとと言える。

4. 日本における「協調性」(「共同の精神」)概念の混乱

日本における心理学の研究において、「協調性」という概念は、性格特性や自己観に関わる基本的概念にもかかわらず、混乱を生じている。「協調性」は英訳すると、辞書的には“cooperativeness”もしくは“a spirit of cooperation”である（『新和英大辞典』研究社刊、その他多くの和英辞書はこれに従う）。また、『精選版 日本国語大辞典』では、「協調」は「互いに力を合わせて、助け合うこと。利害の相反する双方が、協力して問題を解決すること。」と説明されている。それに対して、『広辞苑』では、「①利害の対する者同士がおだやかに相互間の問題を解決しようとする。②性格や意見の異なったもの同士が互いにゆずり合って調和をはかること。③〔生物学用語〕生態を構成する諸部分が相互に調整を保った活動をする。」と説明している。

日本の心理学では、まず、性格特性論に基づく日本最初の性格検査である YG 性格検査に、12 の性格特性次元のうちの一つとして「協調性の欠乏」が採用されている。この性格特性は Guilford & Martin (1943) の設定によるが、「協調性」は“cooperativeness”の訳である。YG 性格検査の作成において矢田部 (1954) は、「協調性の欠乏」の具体例として、「人を信用しない」「人はずるけるものと思っている」「交通整理を好まない」「上役を好まない」「財閥に反感を抱く」「あらゆる成功者に対して疑惑を持つ」を挙げている (p. 90)。しかし、これに対して、欧米と日本で実証されている性格 5 因子説では、それらの因子の一つである“agreeableness”の訳に「協調性」が当てられている。ただし、「受容性」「同調性」「調和性」をあてる場合もあった (村上・村上, 1997)。村上・村上 (1997) は、性格因子の“agreeableness”の翻訳は「同調性」や「調和性」でもよいとしつつ、快さのニュアンスが含まれていて、思いやり、親切さ、人情などに関係しているので「協調性」にしたとしている (p. 35)。YG 性格検査における「協調性」(cooperativeness) は、Guilford & Martin (1943) に基づくが、「協調性の欠乏」の具体例として挙げられている態度または意見を見ると、現在においては“agreeableness”の欠乏として考えられる。このように戦後の日本の心理学では、性格特性としての“cooperativeness”を英和辞書と同様に「協調性」の訳をあてていた。しかし、欧米において性格特性として“cooperativeness”が考えられなくなり、代わって“agreeableness”が考えられるようになった。そして、それに「協調性」の訳があてられたと言えるだろう。

だが、文化的自己観として提唱された“interdependent construal of the self” (Markus & Kitayama, 1991) は「相互協調的自己観」と訳される (北山, 1994)。翻せば、日本でいう「協調」とは、“interdependence”のことを言っているという指摘である。北山 (1994) は、「ある文化において歴史的に共有されている自己についての前提」を「文化的自己観」としている。そして、文化的自己観は、「それぞれの文化の歴史の中で生まれ、そこにある習慣、社会制度など文化そのものの性質を規定し、日常にある社会的現実を構成してきている、それぞれの文化の根底に流れている概念、観念、イメージ、ディスコースなどから成る複合物として存在している」と説明している (p. 153)。そして、相互独立的自己観 (Independent construal of the self) と相互協調的自己観という、異なる文化的自己観 (自己についての文化的モデル) を区別している。北山 (1994) によれば、相互独立的自己観は、「自己とは、他から切り離されたもの」という信念に基づいており、北米中流階級の文化に典型的であるとされる。それに対して、日本の文化は「自己は他と根源的に結び付いているという前提」すなわち相互協調的自己観に基づいているとされる (p. 154)。注意すべきは、相互独立的自己観と相互協調的自己観は、同次元上の両極ではないということである。また、文化的自己観は習慣的に身につけているため暗黙的である。すなわち、通常、無自覚である。

橋本・山岸 (2015) は、上記の 2 種類の文化的自己観を適応論的視点に基づいてさらに細分している。すなわち、相互協調的自己観における「協調」を、周囲の他者から排除されないように振る舞う「排除回避の協調性」と、相手を思いやることで他者との調和的關係を構

築する「調和追求の協調性」を分類している。それに対して、相互独立的自己観における「独立」を、他者の行動の予測と自身の行動の他者による予測の双方を可能にする「自己表現の独立性」と、他者と区別された独自の存在として自身を定義する「独自志向の独立性」に分類している。そして、それぞれについての質問項目を作成し、日本の大学生 118 人と北米の大学生 112 人に回答を求めた。その結果、自己表現の独立性は北米が高かったが、独自志向の独立性に日米差はなかった。それに対して、排除回避の協調性は日本が北米よりも高いが、しかし、調和追求の協調性は北米が高かった。日本の大学生では、独自志向の独立性が自己表現の自立性よりも高く、排除回避の協調性と調和追求の協調性には差がなかった。これらの概念は精緻化が必要であり、また、調査結果の再現性を確認する必要もあるが、日米差の効果量は十分に大きい。

以上のように、日本の心理学あるいは日本の文化における「協調性」の概念は、少なくとも“cooperativeness”“agreeableness”“interdependence”という北米では異なる 3 つの概念を含んでいる。そして、“cooperativeness”と“agreeableness”は個々人の身体的・心理的・人格的な独立性を前提としているのに対して、“interdependence”は「結び付き」もしくは不可分性を前提としているという基本的な違いがある。「協調性」は、日本の社会において重要視される以上、明確に定義されなければならない。しかし、もちろん、ここで定義してそれで解決するわけではない。以下では、議論を整理するとともに、この混乱によって生じる種々の問題（「星野君の二塁打」の読み方に関わる問題も含む）を検討する。

5. 協調性と文化的自己観

まず、“agreeableness”（協調性）は性格特性の一つであるのに対して、“interdependent construal of the self”（相互協調的自己観）は文化的自己観の一つである。すなわち、前者は生物学的・心理学的に規定される個人の特性であるのに対して、後者は社会－歴史的に構成され、文化において共有される「概念、観念、イメージ、ディスコースなどから成る複合物」である。これらは日本で言う「協調性」とは何かという概念的な問題では齟齬を生じるが、個人内の神経・心理的過程による構成物と個人間の社会的過程における構成物として区別することはできる。また、性格特性の協調性（agreeableness）が個々人の身体的・心理的・人格的な独立性を前提としているとしても、個人の有する性格特性の協調性（agreeableness）が必ずしも、その個人が相互独立的自己観を強くすることにつながるわけではない。

文化的自己観は社会－歴史的に構成され、それぞれの文化において共有される。そうであれば、性格特性である協調性（agreeableness）は、同調性を含んでいるため自文化に優勢な自己観をより受容しやすいと言える。それゆえ、原理的には、発達すなわち「社会化」（あるいは自文化学習）において、協調性（agreeableness）が高い個人は自文化において優勢な文化的自己観を受け入れ、やがてその文化的自己観に基づいて協調性（agreeableness）を行動的にさらに示すようになると考えられる。自文化において相互独立的自己観と相互協調的自己観が（特に、どちらも低水準で）拮抗している場合、性格特性としての協調性

(agreeableness) が、相互協調的自己観における協調性 (interdependence) または相互独立的自己観における独立性 (independence) に関連している程度において、それら 2 種類の文化的自己観を個人が獲得する程度に異なって影響する。

情緒的・神経科学的性格の異文化比較を行った Özkarar-Grandwohl et al. (2018) では、重回帰分析の結果、協調性 (agreeableness) は、相互協調的自己観に対して、ドイツ、トルコ、日本の大学生 (それぞれ、222 人、327 人、353 人) において比較的強い有意な正の影響 (それぞれ $\beta = .42, .43, .31$) を示した。しかし、相互独立的自己観に対しては、ドイツのみで有意な負の影響 ($\beta = -.23$) を示した。ドイツは相互独立的自己観と相互協調的自己観の平均得点は拮抗しており、しかも、日本とトルコよりも相互協調的自己観は低かった。つまり、2 種類の文化的自己観がどちらも低水準で拮抗している場合、個人において、性格特性の協調性 (agreeableness) の高さが相互独立的自己観を弱めるが、相互協調的自己観を強めるわけではない。性格特性としての協調性 (agreeableness) は、上述した通り、個々人の身体的・心理的・人格的な独立性を前提としている。そのため、相互独立的自己観には関連するが、むしろ相互協調的自己観には関連しないと考えられる。つまり、同じ「協調」という訳語をあてられるにもかかわらず、性格特性における“agreeableness”と文化的自己観における“interdependence”は概念上だけでなく実質的にも関連しない。

3 か国の大学生を対象としたこの調査においては、日本での相互独立的自己観の平均値はドイツよりもわずかに低く、相互協調的自己観の平均値はドイツよりも高くトルコと同程度であった。トルコの大学生では、相互独立的自己観の平均値が相互協調的自己観よりもさらに高く、3 か国においてトルコの大学生のみ高い値を示していた。これに対して性格特性における協調性 (agreeableness) の平均値は、ドイツとトルコの大学生が同程度の高さで、日本の大学生だけが低かった。このことは検討に値するが、この調査の結果の分析からはわからない。

北山 (1994) は、社会心理学的現象が文化的自己観を反映しているとし、社会的な認識においては自己認知、他者認知、そして、道徳判断に文化的自己観が影響することを論じている。道徳判断は、個々人が本来的に不可侵の権利を有すると考える個人志向と、個人は社会的関係を通じて肯定されると考える関係志向によって影響を受けることが考えられる。これらがそれぞれ相互独立的自己観と相互協調的自己観に基づいている。「星野君の二塁打」において、監督である今井先生は、「共同の精神」について、みんなで決めたことに服従することあるいは統制に服従することで説明している。これは「共同の精神」を相互協調的自己観に基づく関係志向において考えていると言える。翻って、「共同の精神」を養うとする「団体競技」すなわち野球の試合も、相互協調的自己観に基づく関係志向において考えていると言える。それに対して、“George gets a big hit”における“team game”は、当時北米において野球が白人の文化であったことから、相互独立的自己観に基づいて考えられていたと言える。

6. 文化を超えて:「共同の精神」と「ギセイの精神」

暗黙的な相互協調的自己観に基づいて、吉田甲子太郎は「星野君の二塁打」を書き、読者の青少年たちはその物語を読んだ。「団体競技」も「共同の精神」も、相互独立的自己観に基づく個人志向よりも、相互協調的自己観に基づく関係志向により強く影響を受けて捉えられていた。すなわち、「団体競技」は“interdependence”によって遂行され、「共同の精神」は“interdependence”の精神であった。この推測は、テキストにある監督の今井先生の発言によって支持される。すなわち、「野球は、…、団体競技として共同の精神を養成するためのものだ。」に続いて、「自分勝手なわがままは許されない。」と言い換えて説明している発言によって支持される。

それに対して、“George gets a big hit”における“team game”は、既に論じたように、“cooperation”として考えられている。これは、逆に、北米の白人の文化において相互独立的自己観が優勢であることから考えられる。すなわち、“team game”は個人志向において捉えられており、それは心理学的・人格的に独立したそれぞれの選手たちの自発的な意志によって行われる“cooperation”である。「統制に服従すること」ではなく、先輩指導員のマシアスがジョージ少年に話しているように、必要とされているときにバントをどのように打てばよいかわかっておくことが求められる (“A good batter must know how to bunt when it's necessary.”)。この場合において、選手が指導員による送りバントの指示を無視してヒットイングすれば、選手は後で「バントが必要であることをわかっていたかどうか」そして「どう考え、どのようなボールに対して、どのように判断したのか」説明を求められるだろう。また、選手の打率(あるいは強打者かどうか)を考慮して指導がなされるだろう。もちろん、選手が「ただ打ちたかった」と答えれば、非難されるだろう。

先述した通り、橋本・山岸(2015)は、現在の日米大学生を調査比較し、独立性と協調性の違いを示している。すなわち、日本の大学生は北米の大学生に比べて「自己表現の独立性」が低く、「排除回避の協調性」は高いが「調和追求の協調性」は低かった。すなわち、北米の学生と同程度に相互を独自存在と見ているが、自己表現はかなり低い。また、日本の学生は、排除回避の協調性も調和追求の協調性も同程度であるが、北米の学生は、排除回避の協調性が日本の学生よりも低い一方で、調和追求の協調性はそれよりもかなり高い。日本の学生のこのような独立性と協調性のあり方は、リスク回避重視であると言える。だが、リスク回避で損失を抑えることができても、高いパフォーマンスによる高い得点にはつながらないだろう。また、「でる杭は打たれる」一方で、他方において、ミスや統制からの逸脱は個人の自分勝手なわがまままで「自己責任」として排除されるのではないだろうか。

「星野君の二塁打」に対する一般読者の道徳論・教育論におけるコメントは、野球の試合という特殊状況を単純に(誤って)一般化しているだけとは言えない。まず、原作にもその道徳科教材においても、みんなで決めたことに従わなかったこと(原作では、さらに統制に服従しなかったこと)が問題にされている。これによって少なくない読者が道徳や教育の議論に導かれる。だが、野球物語で道徳教育あるいは民主主義教育をしようとする意図が、作

者の吉田甲子太郎にあったとすれば、それは野球の試合を社会へと一般化する錯誤と言わなければならない。ただし、この一般化は、作者であっても読者であっても、相互協調的自己観が優勢な日本において、関係志向的な道德判断がなされることに関連している（このことは、「星野君の二塁打」に対して北米の読者が、どのようなコメントを寄せるかを調べてみればわかるだろう）。つまり、関係志向的な道德判断が一般傾向としてあって、読者はそれによって監督と星野君の振る舞いを論じているのである。

実際、「星野君の二塁打」に対する道德論における擁護的なコメントの多くは、相互協調的自己観に基づく関係志向的な道德判断に関連している。すなわち、「協調性を教えているだけ」「個人の勝手を許してはいけない」「規律は社会を維持するために必要」「属している組織の管理者の指示に従うのは当然」「組織全体の損失になる恐れのある逸脱行為への処罰は当然」は、関係志向的な道德判断に関連していると言えるだろう。このような意見は、相互独立的な自己観に基づく個人志向的な道德判断からは導かれないだろう。道德律は個々人の精神が有するとされるからである。あるいは、北山（1994）によれば、相互独立的自己観に基づく個人志向的の道德律は、「他者の権利を侵さない」ことが原則であり、個々人の相互利益のための契約に基づく社会を前提としている。それゆえ、（個人が全体の利益に貢献することよりも、まず、）社会が個々人の権利を守ることが求められる（pp. 157-158）。したがって、上記のコメントは、相互独立的な自己観に基づく個人志向的な道德判断からは導かれないとも考えられる。

しかしながら、北山（1994）の説明は、相互独立的自己観だけから導かれている。実際には、どの文化にも相互独立的自己観と相互協調的自己観の双方があり、それぞれの概念化の程度とそれらの優劣において異なっている。実際、橋本・山岸（2015）では、相互独立的自己観が優勢である文化の典型とされる北米の大学生において、「調和追求の協調性」が日本の大学生よりも十分に高いことが示されている。北山（1994）が論じている相互独立的自己観に基づく社会の認識は、極端化されていると言える。それに対して、道德律は個々人それぞれの精神が有すると考えられている可能性は、“George gets a big hit”における先輩指導員マシアスの“baseball is a team game”以下の発話と場面展開から確認できる。

すなわち、不本意な指示に従って初めてやったバントを失敗したジョージ少年に、先輩指導員マシアスは必要な時のバントの打ち方がわからなければならないと言う。その時、次のバッターがヒットを放ったのを見て、ジョージは試合前半のノーアウト 1 塁という場面で送りバントを成功させるべきだったことに納得する。納得するジョージを見て、マシアスはボールから目を離さないのがバッティングの「第一ルール」だと教える。0 対 0 で迎えた最終回裏 2 アウト、ランナー 2 塁の場面では、ジョージは長打するようアドヴァイスされる。ジョージはボールから目を離さないことを自分に言い聞かせて長打を放ち、ベーブ・ルースとしての道を歩みはじめる。つまり、まず少年は未熟さゆえに不本意に感じながら指示に従って失敗し、気持ちをフォローされつつ、年長者から共同問題解決のための「ルール」を教えられる。そして、それを実際に自ら観察し考え納得する。そして、その後、自分で判断し

行動するようになっていく(4)。相互独立的自己観が優勢な北米の白人社会の場合、ルールは実践的な経験を通して客観的に確認されて、個々人の精神が有するようになる、あるいは、身体化(embody)・行為化(enact)されると考えられていると言える。「星野君の二塁打」への擁護的な意見である「規律は社会を維持するために必要」も、批判的な意見である「自主性を剥奪する」「判断力や創造性が育たない」「規則や法への批判的思考が育たない」も、“George gets a big hit”に対してはなされることはないだろう。

「星野君の二塁打」では、また、団体競技で養成する「共同の精神」に続いて、「ギセイの精神」が監督によって説かれる。既に検討した通り、「共同の精神」の養成には「自分勝手なわがままはゆるされない」とされる。それに対して、「ギセイの精神のわからない人間は、社会へ出たって、社会を益することはできはしない」とされる。このように異なっているが、「共同の精神」と「ギセイの精神」は共に団体競技において養成することとして考えられている。この点に関連するコメントでは、「献身や自己犠牲は米国でも尊ばれる」とする擁護的な意見と、「自己犠牲を強いるのはよくない」とする批判的な意見の双方があった。

先ず、注しておかなければならないことは、「犠牲」概念も現在の日本において混乱していることである。英語の“sacrifice”も“victim”も「犠牲」と訳され、日本においては「犠牲」には「①いけにえ。②身命を捧げて他のために尽くすこと。ある目的を達成するために、それに伴う損失を顧みないこと。③自分の意志によらず戦争・天災・事故の巻きぞえなどで生命を失ったり傷ついたりすること。」を意味する(『広辞苑』)。英語の“sacrifice”は、①と②の意味を有するとともに、自らを磔刑に差し出したイエスを意味する(①の意味から、磔刑になったイエスの意味を介して②の意味になる)。他方“victim”は、③の意味だけである。

(以上、『オックスフォード英英辞典』参照。)

アメリカ合衆国では、南北戦争後に連邦政府が戦死した兵士たちに対して“sacrifice”を用いるようになったという(Faust, 2008)。ただし、エイブレアム・リンカーンのゲティスバーグ演説の5種類の写しには、“sacrifice”という言葉は見られないが、南北戦争で戦死した兵士たちが命を捧げたという表現が見られる。それに対して、2008年11月4日、バラク・オバマは大統領選挙勝利演説で、ゲティスバーグ演説を引用した後、“a new spirit of sacrifice”という言葉を用いて、黒人オバマを大統領にするためにボランティアで風雪に耐え街頭や住宅地で政治運動をした若者たちを讃えている。この“new”には「新しい世代」というだけでなく、(黒人奴隷解放となった)南北戦争における兵士に対して、(黒人大統領を誕生させた)選挙戦における運動員としてという意味があるだろう。その後オバマは大統領として、国民皆保険制度(「オバマ・ケア」)を導入しようとしたが、合衆国における独立性を尊ぶ「ティー・パーティー」に阻止されている。

おそらく、“a spirit of sacrifice”という表現は、南北戦争もしくはゲティスバーグ演説から導き出され、20世紀初頭においては合衆国の民主主義を語る場面で語られていただろう。ただし、“a spirit of sacrifice”は端的には「(正義のための)戦死者」を指す。これらのことを推測させる資料を図2に示す。図2に示す2種類のポスターのうち、右側は第1次世界

大戦中に街頭に貼られた志願兵募集ポスターである。左のポスターは、それをアダプテーションして作られたニューヨーク州立博物館の展覧会ポスターである。志願兵募集が“a spirit

図2 ニューヨーク州立博物館の展覧会“A Spirit of Sacrifice: New York State in the First World War”（2017年4月—2018年6月）のポスター（左）と原図ポスター（右）



of sacrifice”に言い換えられている。この言葉は直訳すれば「犠牲の精神」であるが、「（第一次世界大戦への）志願兵」もしくは「（第一次世界大戦における）ニューヨーク州（民）」を意味している。同州立博物館は、第一次世界大戦中のニューヨークのあり方を回顧し、当時の雰囲気や“a spirit of sacrifice”で表しているのである。英文学者であった吉田甲子太郎が“a spirit of sacrifice”という言葉や、南北戦争、民主主義、第一次世界大戦（対ドイツ帝国戦）参戦という文脈で知っていた可能性はある。そして、「ギセイの精神」として「星野君の二塁打」において用いたのかもしれない。

ただし、ここで確認しておかなければならないのは、「犠牲」は自身を含む集団の危機の回避またはより良い社会の建設に、自発的に（ボランティアで）参加することによるということだ。さらに、自身の重大な損失や供出になるかもしれないことを覚悟していたとしても、実際にそうなった場合に「犠牲」と呼ばれるということである。吉田甲子太郎が言う「ギセイの精神」は合衆国の“a spirit of sacrifice”由来であると考えられるが、相互独立的自己観が優勢な合衆国においてそれは自発的でなければ認められることはない。そうでなければ、“sacrifice”ではなく、“victim”なのだ。

また、「星野君の二塁打」で論じられる「ギセイの精神」は、「犠牲バント」や「犠牲フライ」とカウントされる野球のプレーにも関連づけられるだろう。ただし、野球における「犠牲」は、その効果（結果）によって事後的に評価され、そう呼ばれる。打者は、自身が出塁できないかもしれないこと（アウトになるかもしれないこと）や、直接得点することができないかもしれないことを覚悟している。しかし、自身が出塁できる（アウトにならない）可能性やヒットとなる可能性も意識している。その状況・状態で「送りバント」をするのである。それが成功し自身が出塁になった場合、アウトにもかかわらず、後から「犠牲バント」とプラス評価（カウント）されるのである。それができるのが“a good batter”である。

高橋哲哉は『国家と犠牲』（2005）で、中世後期から近代のヨーロッパの内乱や対外戦争において国家の建設または維持のために戦没した兵士を、国家と教会が「犠牲」として顕彰するようになったことを示している。神の国の実現のために磔刑に自らを差し出したイエス・キリストにあやかって、「犠牲」という言葉を使って顕彰したのである。高橋は、それが国家による国民の戦争への動員に用いられるようになったと論じている。さらに、現在において公益を理由として、沖縄へ米軍基地を押し付け、福島をはじめ特定地域へ原発を押し付ける論理（「犠牲の論理」）あるいは社会システム（「犠牲のシステム」）になったと批判している（高橋, 2012）。「星野君の二塁打」における「ギセイの精神」が、たとえ合衆国の南北戦争すなわち黒人奴隷解放または民主主義の推進に由来する概念であったとしても、現在となってはもはや高橋による批判はまぬかれない。

言うまでもなく、一方的あるいは強制的に「犠牲」にすること（上述の通り、本来、これは「犠牲」とは言わない）は、相互協調的自己観が優勢な文化であっても認められない。沖縄への米軍基地押し付けや、福島をはじめ特定地域への原発の押し付けは、日本においては国土の狭さや地政学による理由づけなどからも、「必要悪」あるいは「仕方のないこと」とされるだろう。ならば、相互協調すなわち“interdependence”の観点から言えば、他地域にも応分の「犠牲」がなければならぬ。それらの地域に国費による財政支援や経済支援があったとして、他地域は応分の「犠牲」を払っているとは言えない。それゆえ、「東京に原発を」「大阪にオスプレイを」など、政治イデオロギーを超えて主張されるのである。これらも受け入れないのは、ある程度有している相互独立的自己観からではないだろう。2つの文化的自己観とは、別の要因が私たちをそうさせているのだろう。私たちには、バラク・オバマの言う「新しい犠牲の精神」、あるいは、新しい何かが必要なかもしれない。

- (1) 本科学研究費助成研究の研究会において、功刀俊雄奈良女子大学名誉教授より、紹介と資料を得た。
- (2) Simon & Schuster 出版社ホームページ(<https://www.simonandschuster.com/authors/Guernsey-Van-Riper-Jr/707389>, 2023年3月10日閲覧) より。
- (3) 各種データベースを統合したオンライン辞書 Weblio (2023年3月10日検索) では、

“spirit of cooperation”の翻訳に、「協調性」「互助の精神」「助け合いの精神」「共同の精神」が挙げられている。

- (4) このような教育のあり方は、ヴィゴツキ派が研究開発してきた教授法もしくは学習支援法とまったく同様である。1990年代以後、その有効性が示されてきている。これについては、例えば、以下を参考のこと。

パーク, L. E. ・ウインスラー, A., 田島信元他 (訳) (2001) . ヴゴツキーの新・幼児教育法—幼児の足場づくり. 北大路書房.

文献

- Faust, D. G. (2008). *This Republic of Suffering: Death and the American Civil War*. Knopf.
- Guilford, J. P. & Martin, H. G. (1943). *The Guilford- Martin personality Inventory I*. Sheridan Supply Co.
- 橋本博文・山岸俊男 (2015). 適応論的視点にもとづく独立性と協調性の日米差の検討. 日本心理学会第79回大会論文集, 229.
- 北山忍 (1994). 文化的自己観と心理的プロセス. 社会心理学研究, 10, 153-167
- Markus, H. R., & Kitayama, S. (1991). Culture and the self: Implication for cognition, emotion, and motivation. *Psychological Review*, 98, 224-253
- 村上宣寛・村上千恵子 (1997). 主要5因子性格検査の尺度構成. 性格心理学研究, 6, 29-39
- Özkarar-Grandwohl, F. G., Narita, K., Montag, C., and Panksepp, J. (2018). Cross-cultural affective neuroscience personality comparisons of Japan, Turkey and Germany. *Culture and Brain*, 8, 70-95.
- 高橋哲哉 (2005). 国家と犠牲. NHK ブックス.
- 高橋哲哉 (2012). 犠牲のシステム 福島・沖縄. 集英社新書.
- 矢田部達郎 (1954). 性格自己診断検査の作製. 京都大学文学部紀要, 3, 71-167.